

# 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
鹿児島県
- 2 構造改革特別区域の名称  
かごしまいきいきIT特区
- 3 構造改革特別区域の範囲  
鹿児島県の全域

4 構造改革特別区域の特性

鹿児島県は、南西諸島をはじめとして28の有人離島があり、南北600kmに及ぶ広範な領域を有している。平成18年1月1日現在の市町村数は54で、その83.3%にあたる45市町村が過疎地域の指定を受けている。このようななか、本県では、地域産業の振興と魅力ある就業の場の創出、交通体系の整備充実と情報化の推進、ゆとりと活力のある地域社会の構築を図るなど、地域間のバランスのとれた力みなぎるかごしまづくりに取り組むこととしている。

近年、急速なIT（情報通信技術）の進展により、経済活動や生活に様々な変化があらわれている。インターネットによる多様な情報の提供や電子商取引の普及等により地域間・企業間の競争も増してきている。ITは、地域産業の振興や県民生活の利便の向上を図るうえで欠くことのできないものになってきている。

そのため、本県では、平成14年3月に「ITで創る 活力あふれるかごしま」を基本理念とする「かごしま情報フロンティア21構想」を策定し、県民生活や産業・経済活動などのあらゆる分野において、ITの恩恵を享受し、これを活用することにより、県民が県内のどの地域に住んでいても、安心して心豊かで活力あふれる生活ができる高度情報化社会の実現を目指すこととしている。

これまで、県・市町村等においては、インターネットによる県民への情報提供、申請・届出や入札等の電子化による電子自治体かごしまの推進、セミナー等による中小企業の電子商取引の普及促進、らくらくインターネット塾事業等による県民のITリテラシーの向上、CGコンテスト等によるコンテンツクリエイター等の人材育成、ブロードバンドサービス未提供市町村の解消事業等による情報通信基盤の整備等の施策に取り組んできた。

しかしながら、本県における情報通信業の有業者割合、ソフト系IT産業の事業所数、インターネット人口普及率等の情報化指標は、過疎・高齢化が進み、条件不利地域を多く有する本県の社会的・地理的な要因もあって、全国で低位にあるのが実状である。地域産業の振興や県民生活の利便の向上を図るうえでITの利活用は重要であり、ITの知識・技能を持つ情報処理技術者の育成・増加を促進することが大きな課題となっている。

本県の情報化指標（抜粋）

区 分	情報通信業の有業者の割合	ソフト系IT産業の事業所数	インターネット人口普及率	ブロードバンド契約数世帯比
鹿児島県 (全国順位)	0.7% (47位)	237 (31位)	31.8% (43位)	10.4% (47位)
全国平均	2.7%	765	49.7%	27.6%

出典：平成17年版情報通信白書（総務省）

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### (1) 情報処理技術者の育成・増加

経済産業省は情報処理技術者の知識・技能の水準を認定するための国家試験として情報処理技術者試験を行っている。

本特区計画は、特例措置を受ける認定講座の修了者に、情報処理技術者の基本的な資格として位置づけられている初級システムアドミニストレータと基本情報技術者の資格試験の午前試験を免除する措置を講じることで受験者の負担の軽減を図り、当該試験の合格率・合格者数を向上させ、情報処理技術者を効果的に育成・増加できるという意義がある。

### (2) 地域産業の振興

地域産業にとってITへの対応は時代の要請である。

本県は2010年に関連市場約90兆円、経済波及効果約120兆円と試算されるネットワーク関連市場に対応し、これらの産業の育成を図ることとしている。

また、ネットワーク関連産業に限らず、地域の産業全般がITへの取組を求められている中で、企業関係者は情報処理技術者に高い評価を与えており、県内企業のアンケートにおいてもIT化を推進する人材の不足が企業のIT化における課題・問題点として取り上げられている。

特区計画により、情報処理技術者を育成・増加することで、地域産業の競争力の強化と振興が図られるとともに、県内における若年層の就業の場の創出が促進されることが期待される。

### (3) 県民生活の利便の向上

地域産業のIT化は県民生活の利便の向上をもたらす。例えば、農業の分野では、電子タグによる農畜産物の生産履歴管理が始まっており、消費者が、購入しようとする農畜産物の情報をインターネットや携帯電話で検索することも可能になってきている。建設の分野では、施主がマイホームの建築風景をウェブカメラで見ることが可能となってきている。

このような生活や産業の様々な場面で、新たにITを活用していくためには、県民や企業の情報化マインドの高揚が必要であり、情報技術の入門である初級システムアドミニストレータ・基本情報技術者の受験者・合格者を増加させることは、その第1歩となる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 合格率・合格者数の向上

本特区計画では、情報処理技術者の育成・増加のため、特定事業の実施により、初級システムアドミニストレータ試験と基本情報技術者試験の本県受験者の合格者数・合格率の向上を図り、情報処理技術者の裾野を拡大することを第1の目標とする。

合格者数・合格率の推移

(単位：人)

試験の区分	受験者の区分	合格者数 (合格率)		
		H15	H16	H17
初級システムアドミニストレータ	本県	308 (20.7%)	311 (21.0%)	309 (21.4%)
	全国	46,829 (28.7%)	39,923 (27.8%)	35,365 (27.7%)
基本情報技術者	本県	127 (11.1%)	139 (12.8%)	140 (12.0%)
	全国	30,820 (17.0%)	25,637 (16.3%)	19,109 (13.5%)

出典：独立行政法人情報処理推進機構

(2) 情報通信業の有業者割合の向上

ITは時代の要請として、情報処理産業のみならず、広く産業全般に求められており、さらに新産業の育成・発展も期待されている。

本特区計画はITの知識・技能を持つ情報処理技術者の育成・増加を通じて地域産業の振興を図ることとしていることから、情報通信業の有業者割合の向上を第2の目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域産業の振興

ITの進展・インターネットの普及により地域間・企業間の競争が増す中において、ITの知識・技能を持つ情報処理技術者を育成・増加することにより、地域の産業は競争力を強化し、新たな付加価値を創出する力を得ることができるものと思われる。

また、情報処理技術者の裾野が拡大することで、他県からの企業進出やコンテンツ産業等の新産業の育成・発展が図られるものと期待される。

(2) 若年層の県内での就業促進

本県の生産年齢人口割合は全国でも低位にあり、特に若年層の県内での就業の場の創出が課題となっている。

このような中、情報処理技術者は国家資格としての位置付けがあり、産業全般がIT化への取組を求められている中で企業から高い評価を得ていること、本県の企業はIT化を進める上で自社のIT化を推進する人材の不足を感じていることなどから、情報処理技術者の育成・増加を促す本特区計画は、情報処理技術者の資格取得を目指す若年層の県内での就業を促進する効果があるものと期待される。

(3) 県民の情報リテラシーの向上

本特区計画により、県内の情報処理技術者が増えると、地域の情報化や県民の情報リテラシーの向上に貢献する人材も増え、県民の情報リテラシーの向上やインターネット人口普及率等の本県の情報化指標の向上が図られるものと期待される。

8 特定事業の名称

- ・ 1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- ・ 1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

ITに対応する知識・技能を持つ人材の輩出と地域産業の活性化を促すために、県及び市町村においては、下記の事項に取り組んでいる。

(1) IT技術者の養成及び電子商取引の普及促進

- ・ CGコンテストの実施等によるコンテンツクリエイター等の人材育成
- ・ セミナー等による中小企業の電子商取引の普及促進

(2) 県民・企業の情報リテラシーの向上

- ・ 学習機会の提供及びセミナーの開催
- ・ 県民・企業のIT利用をサポートする環境の整備

(3) 情報教育における人づくり

- ・ 学校における情報教育の充実及び教員研修の充実
- ・ 遠隔教育システムの充実

(4) 情報教育環境の充実

- ・ 公立学校における校内LANの整備
- ・ 教育情報通信ネットワーク「教育ネットかごしま」の充実

## 別紙 1

- 1 特定事業の名称  
1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
  - ・ 学校法人電子開発学園九州 KCS 鹿児島情報専門学校 理事長 松尾 泰  
(鹿児島県鹿児島市郡元1-9-5)
  - ・ 学校法人原田学園 鹿児島ハイテク専門学校 理事長 原田 理幸  
(鹿児島県鹿児島市谷山中央2-4173)
  - ・ 鹿児島情報ビジネス専門学校 設置者 藤井 輝彰  
(鹿児島県鹿児島市東千石町19-32)
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
  - (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画  
別添資料1のとおり  
なお、認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。
  - (2) 修了認定の基準  
別添資料2のとおり
  - (3) 修了認定に係る試験の実施方法  
別添資料3のとおり
- 5 当該規制の特例措置の内容  
情報処理技術者の効果的な育成・増加を図るものとして特区に開設された講座について、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準及び修了認定に係る試験の実施方法を提出し、経済産業大臣により現行規定による初級システムアドミニストレータ試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を修得させることができることを確認された場合、当該講座の修了生は初級システムアドミニストレータ試験の試験科目のうち午前試験科目の免除を受けることができるもの。

## 別紙 2

- 1 特定事業の名称  
1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
  - ・ 学校法人電子開発学園九州 KCS 鹿児島情報専門学校 理事長 松尾 泰  
(鹿児島県鹿児島市郡元1-9-5)
  - ・ 学校法人原田学園 鹿児島ハイテク専門学校 理事長 原田 理幸  
(鹿児島県鹿児島市谷山中央2-4173)
  - ・ 鹿児島情報ビジネス専門学校 設置者 藤井 輝彰  
(鹿児島県鹿児島市東千石町19-32)
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
  - (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画  
別添資料4のとおり  
なお、認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。
  - (2) 修了認定の基準  
別添資料5のとおり
  - (3) 修了認定に係る試験の実施方法  
別添資料6のとおり
- 5 当該規制の特例措置の内容  
情報処理技術者の効果的な育成・増加を図るものとして特区に開設された講座について、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準及び修了認定に係る試験の実施方法を提出し、経済産業大臣により現行規定による基本情報技術者試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を修得させることができると確認された場合、当該講座の修了生は基本情報技術者試験の試験科目のうち午前試験科目の免除を受けることができるもの。